

はじめに

「食」は、私たちの健康で豊かな生活に不可欠であり、食の安全の確保は県政の重要な柱であるとともに、県民すべての願いでもあります。

県ではこれまで、食品の生産から消費に至る各段階の安全性と信頼性を確保するため「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」に基づき、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」を策定し、各種施策を総合的かつ計画的に進めて参りました。

一方、近年の食の多様化、グローバル化に加え、機能性表示食品による広域的な健康被害をはじめとした大規模食中毒の発生や食品の産地偽装、賞味期限の改ざんなどの食品の安全性に関する事件、事故が後を絶たない状況であることから、食の安全と信頼性の確保に向けた対策を更に講じていく必要があります。

こうした状況から、県では、社会情勢の変化や食の安全に関する課題に対応するため、令和8(2026)年度から5年間を計画期間とする新たな基本計画を策定いたしました。

この計画では、「生産から販売に至る各段階における食の安全の確保」、「消費者の食に対する信頼性の確保」及び「将来にわたる食の安全の確保」を基本目標に設定し、より一層、生産から消費に至る食品の安全性と信頼性を一貫して確保することを目指して参ります。

食の安全の確保のためには、事業者そして消費者である県民の皆様と協働して各種施策に取り組んでいくことが極めて重要であると考えており、県の目指す将来像である「共に創る 人も地域も輝く“元気なとちぎ”」の実現にもつながるものと確信しております。皆様のより一層の御理解と御協力をお願いいたします。

令和8(2026)年3月

栃木県知事 **福田 富一**



目 次

I 計画について	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	3
4 他計画等との調和	3
5 計画の基本的な考え方	4
6 計画の推進体制	4
7 計画の進捗管理	4
8 施策の体系一覧	5
9 目標値一覧	6
II 施策の体系と展開	7
基本目標1 生産から販売に至る各段階における食の安全の確保	8
(1) 生産段階での安全確保	8
施策目標 ①安全な農産物の生産の推進	8
施策目標 ②安全な畜産物の生産の推進	10
施策目標 ③安全な水産物の生産の推進	12
施策目標 ④安全な特用林産物の生産の推進	13
(2) 製造・加工・流通・販売段階での安全確保	14
施策目標 ①食品等事業者による衛生管理の推進	14
施策目標 ②食品等事業者に対する監視指導の充実	17
(3) 食の安全と信頼を支えるための体制の充実及び連携強化	19
施策目標 ①食品安全行政の総合的な推進	19
施策目標 ②健康危機管理体制・対応の強化	21
基本目標2 消費者の食に対する信頼性の確保	22
(1) 消費者、事業者、行政間の情報の共有	22
施策目標 ①事業者、行政からの情報の発信	22
施策目標 ②消費者の食の安全に関する相談体制の確保	24
(2) 消費者、事業者、行政間の相互理解の促進	25
施策目標 ①消費者、事業者、行政間の相互理解の促進及び支援	25
基本目標3 将来にわたる食の安全の確保	27
(1) 食の安全を守る人材の育成	27
施策目標 ①専門的な知識を有する職員の資質向上	27
施策目標 ②将来に向けた、食品安全に関する理解促進及び人材の育成・支援	28
(2) 食品の安全性を支える調査研究の推進	29
施策目標 ①安全な食品を生産、製造するための技術開発及び研究の推進	29
(3) 持続可能な社会の実現のための事業・消費活動の推進	30
施策目標 ①環境に配慮した事業の推進	30
施策目標 ②環境に配慮した消費活動の推進	32
III 資料	34
用語解説	35
とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例	45
とちぎ食の安全・安心推進会議規則	49
とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（5期計画）策定経過	50
とちぎ食の安全・安心推進会議委員名簿	50
食に関する相談窓口一覧	51